○経済産業省告示第百五十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

平成二十九年六月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	業種	指定期間
一	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）（製造加工設備を有するもやし栽培農業（作業所内において工場的生産設備（最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。）をもって生産及び卸売する菌床栽培方式のきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。）	平成二十九年七月一日から平成二十九年九月三十日まで
二	花こう岩・同類似岩石採石業	
三	安山岩・同類似岩石採石業	
四	砂岩採石業	
五	その他の採石業，砂・砂利・玉石採取業	
六	天然けい砂鉱業	
七	大工工事業（型枠大工工事業を除く）	
八	型枠大工工事業	
九	鉄筋工事業	
十	れんが工事業	
十一	タイル工事業	
十二	コンクリートブロック工事業	
十三	左官工事業	
十四	金属製屋根工事業	
十五	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）	
十六	道路標示・区画線工事業	
十七	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）	
十八	防水工事業	
十九	はつり・解体工事業	
二十	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）	
二十一	昇降設備工事業	
二十二	築炉工事業	
二十三	部分肉・冷凍肉製造業	
二十四	肉加工品製造業	
二十五	ソース製造業	
二十六	その他の調味料製造業	
二十七	化学繊維紡績業	
二十八	毛紡績業	
二十九	綿・スフ織物業	
三十	麻織物業	
三十一	細幅織物業	
三十二	その他の織物業	
三十三	毛織物機械染色整理業	
三十四	織物手加工染色整理業	
三十五	綿状繊維・糸染色整理業	
三十六	ニット・レース染色整理業	
三十七	繊維雑品染色整理業	
三十八	綱製造業	
三十九	網地製造業（漁網を除く）	
四十	その他の繊維粗製品製造業	
四十一	織物製下着製造業	
四十二	補整着製造業	
四十三	和装製品製造業（足袋を含む）	
四十四	靴下製造業	
四十五	手袋製造業	
四十六	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	
四十七	他に分類されない繊維製品製造業	
四十八	竹・とう・きりゅう等容器製造業	
四十九	木箱製造業	
五十	たる・おけ製造業	
五十一	他に分類されない木製品製造業（竹，とうを含む）	
五十二	宗教用具製造業	
五十三	鏡縁・額縁製造業	
五十四	壁紙・ふすま紙製造業	